二　当該型式指定を受けた者の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があつたとき。
三　当該型式指定を受けた者が死亡し、又は解散したとき。
四　当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造、輸入若しくは改造又は当該型式指定有害水バラスト処理設備が設置された船舶の輸入（以下「製造等」という。）に係る事業を廃止したとき。
五　均一性確認検査に係る業務組織又は均一性確認検査の実施要領を変更したとき。

（型式指定の失効及び取消し）

**第一条の二の十四**　型式指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、型式指定は、その効力を失う。ただし、効力を失う日までに製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については、この限りでない。
一　死亡し、又は解散したとき。
二　当該型式指定有害水バラスト処理設備の製造等に係る事業を廃止したとき。
三　型式指定を辞退したとき。

2　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、その型式指定を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。この場合において、第四号に掲げる場合にあつては取消しの日までに、第五号に掲げる場合にあつては国土交通大臣が定める期間に製造等が行われた当該型式指定有害水バラスト処理設備については取消しの効力は及ばないものとする。
一　当該型式指定有害水バラスト処理設備が、有害水バラスト処理設備技術基準の改正によつて、これに適合しなくなつたとき。
二　当該型式指定有害水バラスト処理設備が均一性を有するものでなくなつたと認められるとき。
三　型式指定を受けた者が第一条の二の十二第一項又は前条の規定に違反したとき。
四　型式指定を受けた者が、当該型式指定有害水バラスト処理設備を引き続き相当期間製造等しないとき。
五　その他国土交通大臣が特に必要があると認めるとき。

（公示）

**第一条の二の十五**　国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を公示するものとする。
一　型式指定をしたとき。
二　変更承認をしたとき。
三　前条第一項の規定により型式指定がその効力を失つたとき。
四　前条第二項の規定により型式指定を取り消し、又はその他の必要な処分をしたとき。

（有害水バラスト処理設備証明書の交付）

**第一条の二の十六**　型式指定を受けた者は、当該型式に係る有害水バラスト処理設備証明書を交付する場合には、当該型式指定有害水バラスト処理設備の購入者又は譲受者に交付するものとする。

（有害水バラスト処理設備証明書の様式）

**第一条の二の十七**　型式指定を受けた者が交付する有害水バラスト処理設備証明書は、第一号の二の五様式によるものとする。

（経由機関）

**第一条の二の十八**　第一条の二、第一条の二の十二及び第一条の二の十三の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類を提出する有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地（以下この条において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。）を管轄する地方運輸局長（当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長）を経由して行うものとする。

第二条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「船舶は」を「船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は」に改め、同項を同条第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「使用する船舶」の下に「その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶」を加え、同項を同条第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　法第十七条の二第一項（法第十七条の六において準用する場合を含む。）に規定する設備（以下「有害水バラストの排出防止に関する設備」という。）に係る法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の国土交通省令で定める船舶は、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海のみを航行する船舶以外の船舶であつて、総トン数四百トン以上のものとする。

第六条第一項第一号中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加える。

第八条第十六号中「船舶間貨物油積替作業手引書」の下に「及び有害水バラスト汚染防止措置手引書」を加え、同条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては有害水バラストの排出防止に関する設備の位置を確認できるようにすること。

第八条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては次に掲げる準備

イ　有害水バラストの排出防止に関する設備の内部を検査できるように開放し、かつ、内容物及び危険性ガスを排出すること。

ロ　配管等の位置を確認できるようにすること。

ハ　附属する重要な弁及びコックを開放すること。

ニ　圧力試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）

ホ　効力試験の準備

第九条第一項第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三　有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二イ、ハ及びホに掲げる準備

第九条第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　有害水バラストの排出防止に関する設備にあつては前条第十八号の二ホに掲げる準備

第十四条第一項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加え、同項の表一の項中「船舶」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）にあつては、国際航海に従事しないものを含む。）」を加え、同表二の項中「国際航海に従事する」を「前号の上欄に掲げる」に改め、同条第六項中「第一欄に掲げる船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加え、同項の表中「第一号の上欄に掲げる船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加える。

第十五条第一項第一号中「ふん尿等排出防止設備」の下に「、有害水バラストの排出防止に関する設備」を加え、同条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出を防止するためにとるべき措置に関する事項の変更（有害水バラスト汚染防止措置手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

第十五条第三項第二号中「第十八条第四号」を「第十八条第五号」に改め、同項第三号中「海域」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶にあつては、湖沼等を含む。）」を、「油の排出を防止するために遵守すべき事項」の下に「、有害水バラスト汚染防止措置手引書にあつては、有害水バラストの取扱いに関する作業を行う者が、有害水バラストの不適正な排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）を防止するために遵守すべき事項」を加える。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書

第二十条（見出しを含む。）中「第十九条の三十七第二項」を「第十九条の三十七第二項及び第六項」に改める。

第二十二条第二項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を、「は、当該船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十六条第一項第四号中「第十二号の四様式」を「第十二号の五様式」に改め、同号を同項第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書　国際水バラスト管理証書（第十二号の四様式）